

平成 25 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15		府 省 庁 名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （徴収規定）		
要望項目名	高等技能訓練促進費（高等職業訓練促進給付金）に係る非課税措置等の創設		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合には、高等技能訓練促進費（高等職業訓練促進給付金）を支給している。 ・ 特例措置の内容 高等技能訓練促進費について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。 また、父子家庭の父に支給する高等技能訓練促進費についても、同様の措置を講ずる。 		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 母子及び寡婦福祉法第 31 条 母子及び寡婦福祉法施行令第 30 条 </div>		
減収見込額	（初年度） 46（ - ） （平年度） 5（ - ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師等の資格を取得することにより、経済的に自立することを支援する。</p> <p>（2）施策の必要性 母子世帯の平均所得は年間 262.6 万円（「平成 22 年国民生活基礎調査」と低い水準に止まっており、ひとり親家庭の相対的貧困率は 50.8%と高い水準となっている。また、母子家庭の母の約 85%が就業しているが、その内訳は、常用雇用が約 43%に止まり、臨時・パートが約 44%と多くなっている（「平成 18 年度全国母子世帯等調査」）。母子家庭の自立支援に際しては、経済的に自立が可能となるような就業の確保が重要となっている。</p> <p>母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合には、生活費や学費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費は、常用雇用に結び付きやすく、母子家庭の自立支援に効果を上げている事業であり、特に充実・強化を図っていく必要がある。一方、高等技能訓練促進費については、平成 21 年 6 月からの支給期間の拡大等により、授業料等の必要経費等を控除しても課税され、支給額が完全に確保されない場合が生じてきている。</p> <p>今般、平成 22 年の児童扶養手当法改正法附則の検討規定に基づくひとり親家庭施策の見直し、及び平成 25 年度から改定を行うこととしている母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針の見直しにおいて、高等技能訓練促進費について、特に充実・強化を図るべき事業と位置付けることと併せ、高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、父子家庭の父の中にも安定した就業が確保されていない者があるが、児童の福祉の観点からは、父子家庭であっても母子家庭と同様に困難な状況にあるものには自立支援をしていく必要がある。このため、父子家庭の父も支給対象とするとともに、父子家庭の父に支給する高等技能訓練促進費についても同様の措置を講ずる必要がある。</p> <p>高等技能訓練促進費の支給期間及び支給額の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年度の創設当初、支給対象期間は修業期間の後半 1 / 3（上限 12 か月）であったものを、平成 21 年 2 月から後半 1 / 2 の期間（上限 18 か月）に延長。 ・ 平成 21 年度の緊急経済対策の補正予算で、安心子ども基金を活用して、平成 23 年度までの入学者に対し、支給額を引き上げるとともに（月額 10 万 3 千円 14 万 1 千円（住民税課税世帯は 51,500 円 70,500 円））支給対象期間を修業全期間に拡大。 ・ 平成 23 年度第 4 次補正予算で安心子ども基金の積み増し・延長を行い、平成 24 年度の入学者について、修業全期間（上限 3 年）を支給対象とする措置を継続。（支給額は月額 10 万円（住民税課税世帯は 70,500 円）） 		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること 6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること (母子及び寡婦福祉法第31条に位置付けられている。)
	政策の達成目標	母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的に自立することが可能となるような就業を確保し、母子家庭及び父子家庭の経済的自立を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	高等技能訓練促進費を受給した資格取得者のうち72%(平成22年度)が常用雇用に結び付いており、母子家庭の自立支援に効果を上げている。
有効性	要望の措置の適用見込み	約7,500件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられることが確保される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(項)母子家庭等対策費の一部(母子家庭等対策総合支援事業) 38.3億円(平成25年度予算要求)の内数 このほか、安心子ども基金(総額5,031億円)の一部を活用。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、高等技能訓練促進費の支給の財源確保のための措置である一方、要望の措置は、高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにするための措置である。
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、児童扶養手当支給対象の低所得の母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に支給される高等技能訓練促進費について、授業料等の必要経費等を控除しても課税され、支給額が完全に確保されない場合が生じてきていることに対応するものであり、高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにすることができるもので、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 15 年度税制改正要望において、高等技能訓練促進費を含む母子家庭自立支援給付金についての税制上の優遇措置を要望。</p>